

## ミャンマー入国の条件について

2022年4月21日  
2022年4月25日更新  
2022年5月2日更新  
2022年6月16日更新  
2022年8月1日更新  
2022年10月7日更新  
2022年12月2日更新  
2023年2月23日更新  
2023年3月24日更新  
2023年7月3日更新(下線部)

2022年4月17日の商用便再開に伴い、2022年4月7日付保健省通達により、ミャンマー入国の条件が変更されました。その後、2022年4月29日付保健省通達(5月1日施行)、6月15日付保健省通達(6月15日施行)、7月30日付保健省通達(8月1日施行)、10月8日付保健省通達(10月8日施行)、12月1日付保健省通達(12月1日施行)、2023年2月18日保健省通達(2月18日施行)、3月22日付保健省通達(3月22日施行)及び7月1日付保健省通達(7月1日施行)によりその内容が改訂されています(これらの通達は、商用便でミャンマーに入国する外国人に適用されます)。

現在のミャンマー入国の主な条件は、以下のとおりです。

- ・新型コロナウイルスが補償対象に含まれている保険に加入していること

日本等出発時及びミャンマー到着時に保険加入書類の提示が求められます。日本人を含む外国人は、日本等の保険会社の保険に加入しており、新型コロナウイルスが補償対象に含まれていることが明記された証書や証明(英語又はミャンマー語)を提示すれば、Myanma Insurance への加入を免除されます。詳細は、以下のミャンマー保健省 HP をご参照ください。

<ミャンマー保健省HP:<https://www.moht.gov.mm/page/19182>>

上記を含むミャンマー入国に際して必要な書類等について、当館が把握している情報は以下のとおりです。

### 1. ミャンマー入国に必要な書類

- ① COVID-19 医療保険の加入書類

日本人を含む外国人は、日本等の保険会社の保険に加入しており、新型コロナウイルスが補償対象に含まれていることが明記された証書や証明(英語又はミャンマー語)を提示すれば、Myanma Insurance への加入を免除されます。

- ② ミャンマー入国にかかるビザの取得について(マルチビザ又はシングルビザ)  
現在、ミャンマーに入国するためにはビザの取得が必須となっております。  
商用ビザ取得にはレコメンデーションレター(関係省庁や投資委員会等の推薦状)の写しが必要です。  
観光ビザを含む新規ビザの取得方法やeビザの利用方法等については、在京ミャンマー大使館にお問合せください。

※ 従前は提示が求められていたワクチンの接種証明書／新型コロナウイルス陰性証明書は、現在は不要とされています。

(ご参考:在京ミャンマー大使館連絡先)

住所:東京都品川区北品川4-8-26

HP: <http://www.myanmar-embassy-tokyo.net/>

TEL:03-3441-9291

Email: [contact@myanmar-embassy-tokyo.net](mailto:contact@myanmar-embassy-tokyo.net)

Facebook: <https://www.facebook.com/mynembtokyo/>

## 2. ミャンマー到着後の一般的な隔離措置

なし。

- ※ 従前は、ワクチン接種証明書を所持していない場合、3日間の隔離が必要でしたが、現在は隔離措置は不要とされています。
- ※ 従前は、空港到着後に空港専用カウンターで RDT 検査を実施していましたが、現在は、RDT 検査は原則不要となり、入国時のスクリーニング(検温)で新型コロナウイルス感染症の症状がある場合のみ、RDT 検査が実施されることになっています。この検査において陽性となった場合は、保健省の指示に基づき、医療施設、治療センター又はホテルでの隔離となります。

ミャンマーでの居住地が確定した際は、速やかに在留届を大使館に提出ください。また、帰国後は必ず帰国届を提出願います。

(在留届・帰国届 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

■在ミャンマー日本国大使館領事班

電話:95-1-549644~8

メール:[ryoji@yn.mofa.go.jp](mailto:ryoji@yn.mofa.go.jp)